「障害者総合支援法の施行後3年を目処とした見直しに係る意見書」

全国精神障害者地域生活支援協議会 [あみ]

2021年5月17日

l 地域における障害者支援について

障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。

- 1 / 「支援対象者が年々増加の一途を辿っている状況を艦がみ、社会資源を増やし支援に厚みを持たせ、量と質の両面を整備する」 「量について」
 - ・現場スタッフの人数が少なすぎるため、支援が届かない、届いても十分な支援とは言い難い現場がある。
 - →専門職ながらも支援のみならず、事務作業、関係機関との会議等で業務時間を費やす場面は年々増加している。
 - →「効果的かつ効率的」にも限界があり、支援内容もその場面ごとで異なることも少なくないため、人手を増やす必要があり、 支援量(専門的知識、経験のある支援者)を増やすことは質の向上にもつながると言える。
 - ・総合支援法外の社会資源との連携、協働事業を法内で創設すべき。(ex:CSW やインフォーマルな資源との連携による地域生活等) 「質について」
 - 年齢による細やかな視点はもちろんであるが、三章街一元化によってそれぞれの障害特性が制度上、見えづらくなってしまった。各障害の特性に即した必要な支援が届くような質の拡大もしくは創設が必要ではないか。
 - →精神障害の場合:「可変性・揺らぎ」(日内変動)があり、おのずと支援の範囲、内容、数量等も連動。支援区分では推し量れない要素が多い現実がある。(ex:「生産活動への参加」は様々な相談対応や生活上の課題解消等との連動)
 - ・常勤職員配置による支援力の向上と報酬上の評価
 - →利用者との集団的関わりや個別的関わりが継続的に行われることが質の向上につながる現場において、本来求められる職員は常勤職員。
 - →常勤換算ではなく、専門性の高い常勤職員配置による支援は必要(専門職、事務職に対する報酬上の評価)
 - ・総合支援法以外の社会資源との連携、協働事業を法内で創設(CSWと地域の障害福祉事業所との連携による地域生活等)
 - ⇨加算ではなく基本報酬をしっかりつけることで事業運営を安定化し、「量」「質」の確保につなげる。
 - ⇒柔軟な制度運用の観点から支給決定における「調整基準」「非定型基準」の適応をさらに図る。

2/「官民協働による居住に対する支援を高める」

- ・グループホームの拡充、「居住支援協議会」での公営住宅の活用、民間賃貸住宅の確保等、居住に関する支援力を上げる。
- ・グループホーム(共同生活援助事業)への報酬評価(小規模でも 24 時間切れ目なく夜間支援体制がしっかりできる報酬の評価)

地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援(地域生活支援事業等の在り方)について、どう考えるか。

1/「基本相談に対する報酬上の評価を行い、地域の相談窓口を点在させる」

・現在、計画相談支援に追われる事業所が多数であることに加え、体系で報酬の評価がない基本相談が十分に機能していない状況がある。→報酬上で評価することで、事業者(相談の窓口)が増え、地域の身近な場所で行き届いた支援が展開されることが期待されるのではないか。

2/「相談支援事業を処遇改善加算の対象に」

・未だ相談支援事業所の運営は困難である状況が続いているため、処遇改善加算の支給対象にし、運営の安定化を図る必要がある。

3/コーディネーター必置による相談支援ネットワークの構築

・「地域生活支援拠点事業」や「包括ケアシステム構築」における地域内の相談支援体制を構築するコーディネーターを位置付けることは シームレスで機能的な相談支援体制につながるため、加算等での評価ではなく、相談体制コーディネーター(仮称)を創設すべきである。 (主任相談支援専門員をそこに位置付けるのであれば、更なる報酬上の評価が必要)

4/「地域移行の動機、意欲喚起を高める支援力を」

・退院への動機や意欲を喚起し、地域生活の感覚を呼び覚ます意味も込めたトライアルの支援体制の創設と、地域体制整備コーディネーター の再建を行うことで更に地域移行が前進すると考える。

5/「地域活動支援センター事業の格差是正、機能拡大による地域移行・地域定着の促進」

- ・地域活動支援センターは、特に精神障害者にとって枠組みの緩やかさと、社会参加の一歩ならびに居場所としての機能を有する重要な事業であるが、自治体の行財政力によって地域間格差が顕著のため、格差是正のための方策を講じる必要がある。(地域生活支援事業の予算増)
- ・地域生活が安定するための地域活動支援センターとインフォーマルな資源との連携による支援について評価を行い、地域に根付いたつながりの中での支援を発掘し飛躍させるさせる視点はいかがか。

Ⅲ 障害者の就労支援について

短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。

1/「障害特性、可変性に応じた幅のある働き方を」

・就労形態の選択に多様性を持たせることは、可変性の強い障害特性を持つ方にとっては重要である。したがって、その対応については「一般就労から福祉的就労への移行」という一方向ではなく、日々のコンディションによって活動性が異なることも含め、選択の多様性としてとらえるべきではないか。

2/「別枠での所得保障対策を」

・多様な就労形態を選択できる事は、当事者の生活の幅を広げる意味で重要ではあるが、それと同時に所得保障を別枠の制度で整備しておく 必要がある。現行のままであれば、生活のために短時間労働は選択できない、という状況は避けられない。

3/「ニーズと支援内容が反映される体系の創設」

・R3 年 4 月の報酬改定で新設された新しい就労継続支援 B 型の体系は、「平均工賃額では反映されない実態」への支援を謳いながら、 実際には、従前に倣った「平均工賃額」を基準とした報酬単価の最低額より低い水準となっている。このような制度矛盾の理由に 「就労継続支援」という制度の限界があるとすれば、今回の新体系は、就労継続支援とは別体系を創出して位置付けることが必要ではないか。

雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。

1/「就労移行支援事業と就労継続支援 A 型事業は雇用施策へ位置付ける」

・事業構成に関して、就労継続支援 A 型および就労移行支援については、障害福祉サービスではなく、「障害者職業センター」「ハローワーク」等と連動した「雇用施策」として明確に位置付けることが必要と考える。

2/「受け入れスキルの強化」

・障害者雇用の拡大には、就労移行支援や就労定着支援の力も大切だが、受入れ側の企業のスキルが重要である。障害福祉の拡充ではなく 雇用施策、就労施策の中で障害者の就労、雇用を学び検討することが肝要ではないか。

IV その他について

介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。

「居住地特例」の趣旨が社会資源が多い地域の給付費負担増を避けるための措置ということであるので、現行通り、居住地特例の対象とするという ことでよいのではないか。

障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

超肥大化した精神科入院医療にそそぐ経費を、地域生活支援型の医療福祉に切り替えていく中で、財源はおのずと生み出される。今一度、障害 福祉に十分な予算を確保して、地域生活を支える事業所の支援力強化を図ることこそが必要である。

※元々の予算も低い中「OECD 加盟国の平均値並みの水準を確保」:障害者制度改革推進会議(H22)